平成27年労第179号

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

### 理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

# 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに雇用され、運転手として業務に従事していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、積荷のH鋼を荷降ろしするため、玉掛け作業を行っていたところ、誤ってH鋼が請求人の足に当たり負傷した(以下「本件災害」という。)。

請求人は、同日、D病院に受診し「左足背裂創、左第3中足骨骨折、左足根骨開放骨折」と診断され、以降、E病院、Fクリニック、G病院において加療した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ(症状固定)となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級(以下「障害等級」という。)第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、平成〇年〇月〇日付けで労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、平成〇年〇月〇日付けで本件再審査請

求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 判断の要件

(略)

- 第7 事実の認定及び判断
  - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、傷病名「左足根骨多発骨折及び左足部末梢神経障害性疼痛」と診断されていることから、残存する障害として検討すべきものは、左下肢の機能障害及び神経障害である。
- (2) 請求人の左下肢の機能障害について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、左下肢関節の可動域を測定した結果、主要運動である屈曲及び伸展において健側の可動域角度の4分の3以下に制限されているものではない旨診断している。また、I医師は、同年〇月〇日付け意見書において、左足関節及び左足指の各関節には、機能障害は認められない旨述べている。以上2人の医師の所見からみると、請求人の左下肢に障害等級に該当する程度の機能障害は認められないものと判断することが相当である。
- (3)請求人の左下肢の神経障害について、H医師は、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「平成○年○月○日時点での残存障害は、左第5指側の圧痛、感覚鈍麻、ショパール関節部圧痛、母指側足底部中足骨遠位の圧痛、足関節内返し・外返し・底屈位にて疼痛、歩行時・踵のリリース時疼痛」との意見を述べ、また、I医師は、同年○月○日付け意見書において、要旨、「左足背~外側

及び足底に疼痛が残存していた。受傷部位の疼痛であり、その程度は『通常の 労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの』に該 当した。左足外側にしびれ感、感覚鈍磨を認めた。受傷部位での表在知覚損傷 が原因であり、その程度は『局部に神経症状を残すもの』に該当した。」との意 見を述べており、請求人の左足には疼痛等の神経症状が残存していることが認 められる。

- (4) 請求代理人は、請求人の就労時の疼痛について、長時間クラッチペダルの操作を繰り返した時や荷台への乗り降りの際に痛みが強くなる旨述べていることからすると、その神経症状は、それ自体において「時には強度の疼痛のため、(就労に)ある程度差し支えがあるもの」に該当するとまでは認め難く、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当する程度とみることが相当である。
- (5)以上のとおり、請求人に残存する障害は左下肢の疼痛、しびれ等の神経症状であるが、その程度は「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」(障害等級第14級の9)に相当するものと判断する。
- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超える ものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付 の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。